通知を受けた争議行為の実施内容を公表します

労働関係調整法第 37 条第１項及び労働関係調整法施行令第 10 条の４第１項の規定に基づいて、新潟民医連労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありましたので、同条第４項の規定に基づいてお知らせします。

令和８年 10 月 22 日

新潟県知事　　花　角　英　世

１　要求事項

2026 年冬季一時金の賃上げ要求

２　期　　間

令和８年 11 月５日午前８時半より２時間

３　場　　所

＜社会医療法人　新潟勤労者医療協会＞

下越病院	新潟市秋葉区東金沢１４５９－１
舟江診療所	新潟市中央区入船町３－３６２９－１
介護老人保健施設　入舟	新潟市中央区入船町３－３６２９－１
介護老人保健施設　おぎの里	新潟市秋葉区荻野町３－８

＜一般社団法人　新潟メディカルプラン＞

みのり薬局	新潟市秋葉区東金沢１６８１－１

＜新潟医療介護事業協同組合＞

事業協同組合本社	新潟市秋葉区中沢町７－２３

４　概　　要

救急外来患者および入院・入所中の重症患者のための保安要員を除く全部、又は一部組合員によるストライキ、その他の争議行為。